

# 第52回 労働安全コンサルタント試験

## (産業安全関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

### [注意事項]

#### 1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。  
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したものの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

\* 法令の規定は、令和6年4月1日現在施行されているものとします。  
令和6年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

問 1 安全管理体制に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの数は(1)～(5)のうちどれか。

イ 事業者は、常時200人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場については、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

ロ 安全管理者は、作業場等を巡視したときは、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときにその危険を防止するために講じた措置について記録し、これを1年間保存しなければならない。

ハ 事業者は、安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に安全管理者を選任しなければならない。

ニ 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全衛生推進者の増員又は解任を命ずることができる。

ホ 事業者は、安全委員会を設置しなければならない事業場については、安全委員会又は安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

(1) 一つ

○ (2) 二つ (正しい記述はハ及びホ)

(3) 三つ

(4) 四つ

(5) 五つ

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 一の場所において行う主要構造部が鉄骨造である建築物の建設の仕事に係る特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であっても、これらの労働者の数が常時40人であるときは、統括安全衛生責任者を選任する必要はない。
- (2) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その事業場に専属でない者を元方安全衛生管理者に選任することができる。
- (3) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、店社安全衛生管理者が旅行によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (4) 元方事業者は、一の場所において、その労働者及び関係請負人の労働者の数が常時25人であるずい道の建設の仕事の作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、その仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合は、選任した安全衛生責任者に当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整を行わせなければならない。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 食品加工用切削機を用いる作業において、当該作業の指揮者を定め、その者に作業の指揮を行わせたので、食品加工用切削機の刃の切削に必要な部分以外の部分に覆い、囲い等を設けることはしなかった。
- (2) 木材加工用機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあったため、一定の合図を定め、木材加工用機械作業主任者でない者を合図をする者に指名して、関係労働者に対し合図を行わせた。
- (3) 動力により駆動されるプレス機械を3台有する事業場において、プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたが、プレス機械作業主任者を選任していなかったため、当該キーを保管する者を定め、その者に当該キーを保管させた。
- (4) 紙を通すロール機を設置するに当たり、点検作業のため、当該作業に従事する労働者の身長に応じた高さの作業踏台を設けたが、ロール機の最上部から天井、配管その他のロール機の上にある構造物までの距離を、1.2メートル以上とはしなかった。
- (5) 動力により駆動される遠心機械について、自主検査を行ったところ回転体に異常を認めため、補修の措置として回転体を取り替えるとともに、その措置の内容を記録したが、使用を再び開始する前に試運転を3分間以上しなかった。

問 4 車両系荷役運搬機械等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能、荷役装置及び油圧装置の機能、車輪の異常の有無並びに前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能について点検を行わなければならない。
- (2) 不整地運搬車については、運転者の視野を妨げないように荷を積載しなければならない。
- (3) ショベルローダー及びフォークローダーについては、最大荷重その他の能力を超えて使用してはならない。
- (4) 貨物自動車に荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載するとともに、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じなければならない。
- (5) 車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

問 5 車両系建設機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 車両系建設機械については、1か月以内ごとに1回、定期に、ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無並びにバケット、ジッパー等の損傷の有無について自主検査を行わなければならない。ただし、1か月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械（ブルドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及び解体用機械に限る。）を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。
- (4) 車両系建設機械には、後照燈を備えなければならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所で使用する車両系建設機械については、この限りでない。
- (5) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

問 6 型枠支保工について事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 鋼管を支柱として用いる型枠支保工の組立図に係る型枠支保工の設計において、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の100分の5に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとした。
- (2) 鋼管を支柱として用いる型枠支保工の支柱の継手を、突合せ継手とした。
- (3) 型枠支保工の鋼材と鋼材の交差部を、鋼線により緊結した。
- (4) パイプサポートを支柱として用いる高さが4.5メートルの型枠支保工について、高さ2メートルごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止した。
- (5) 敷板を挟んで段状に組み立てる型枠支保工について、型枠の形状によりやむを得なかったので、敷板を2段挟んだ。

問 7 爆発、火災等を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 危険物を取り扱う作業で、作業主任者を選任する必要のない作業を行うときに、当該作業の方法、順序及び作業分担を決定し、あらかじめこれを関係労働者に周知させたので、当該作業の指揮者を定めずに作業を行った。
- (2) 化学設備の内部で清掃作業を行うときに、作業箇所高温の水蒸気が逸出しないようにバルブを閉止するとともに閉止板を施し、バルブ及び閉止板を施錠した上で、これらを開放してはならない旨の表示を行ったが、監視人は置かなかった。
- (3) 定期自主検査を行ってから6か月が経過した化学設備を14日間使用しなかったが、その間に改造及び修理を行っていなかったため、その使用を再開するときに、当該設備の緊急遮断装置等の安全装置の機能は点検したが、内面の損傷や腐食の有無については点検しなかった。
- (4) 化学設備のバルブ、コック及びスイッチについては、誤操作による爆発等を防止するため、開閉方向を表示するとともに、形状による区分を行ったが、色分けは行わなかった。
- (5) 可燃性ガスが存在して爆発が生ずるおそれのある場所について、通風及び換気を行い、可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれなくなったので、電気機械器具を使用するときに、防爆構造のものを使用しなかった。

問 8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、記述中にある電気機械器具、配線等は、いずれも、対地電圧が50ボルトを超えるものであるものとする。

- (1) 水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。
- (2) 高圧活線近接作業を行う場合において、絶縁用防具の装着又は取り外しの作業を労働者に行わせるときは、当該作業に従事する労働者に、絶縁用保護具を着用させ、かつ、活線作業用器具又は活線作業用装置を使用させなければならぬ。
- (3) 仮設の配線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。
- (4) 高圧活線作業を行う場合において使用する活線作業用器具については、6か月以内ごとに1回、定期的に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。ただし、6か月を超える期間使用しない活線作業用器具の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (5) 電路を開路して行う当該電路の点検の作業中において、開路した電路に通電しようとするときは、あらかじめ、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのないこと及び短絡接地器具を取り外したことを確認した後でなければ、通電を行ってはならない。

問 9 ボイラー又は圧力容器に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 第二種圧力容器とは、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器である。

ロ 事業者は、特定機械等である蒸気ボイラーの煙道のれんがに割れが生じたときは、速やかに補修しなければならない。

ハ 事業者は、特定機械等である直火式第一種圧力容器については、専用の建物又は建物の中の障壁で区画された場所に設置しなければならない。ただし、伝熱面積が3平方メートル以下の直火式第一種圧力容器については、この限りでない。

ニ 事業者は、特定機械等であるボイラーの炉筒を変更しようとするときは、ボイラー変更届にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- (1) イ      ロ
- (2) イ      ハ
- (3) ロ      ハ
- (4) ロ      ニ
- (5) ハ      ニ

問10 特定機械等であるクレーン、ゴンドラ等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用を廃止したゴンドラを再び設置しようとする者は、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。
- (2) 事業者は、運転者が選任され、かつ、その者のみが運転するエレベーターを除き、エレベーターの運転の方法及び故障した場合における処置を、当該エレベーターを使用する労働者に周知させなければならない。
- (3) 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行うときは、建設用リフトの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。
- (4) 事業者は、ワイヤロープ1よりの間において、素線（フィラ線を除く。）の数の10パーセント以上の素線（フィラ線を除く。）が切断しているものは、クレーンの玉掛用具として使用してはならない。
- (5) クレーン、移動式クレーン又はデリックの傾斜角指示装置は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

問11 元方事業者、注文者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、当該元方事業者及び全ての関係請負人が参加する協議組織を設置し、当該協議組織の会議を定期的開催しなければならない。
- (2) 機械等貸与者から作業床の高さが2m以上の高所作業車の貸与を受けた者は、当該高所作業車を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該高所作業車を操作する者が、当該高所作業車の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認しなければならない。
- (3) 建設業の仕事を行く注文者は、作業構台を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを当該作業構台の見やすい場所に表示しなければならない。
- (4) 建築物貸与者は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかななければならない。
- (5) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業が機体重量3トン以上のくい打機を用いて行われるものであるときは、当該くい打機の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

問12 機械等及び危険物の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 特定機械等である移動式ボイラーを設置した者は、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式ボイラーについては、この限りでない。
- (2) 動力により駆動されるプレス機械を輸入しようとする者は、登録個別検定機関の個別検定を受けなければならない。ただし、外国において当該プレス機械を製造した者が登録個別検定機関の個別検定を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 車両系建設機械を製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 動力により駆動される機械で、作動部分上の突起物に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、貸与してはならない。ただし、特殊な構造の機械であって、防護のための措置を施すことが困難なものについて、都道府県労働局長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 爆発性の物で政令で定めるものを容器に入れて譲渡する者は、その容器に当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを表示しなければならない。ただし、その容器のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

問13 安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められているものはどれか。

- (1) 事業者は、雇入れ時の安全衛生教育を行ったときは、当該雇入れ時の安全衛生教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。
- (2) 事業者は、新たに指名した安全委員会の委員に対し、安全委員会の活動に関する教育を行わなければならない。
- (3) 電気業の事業場の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、「作業方法の決定及び労働者の配置に関すること」及び「労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- (4) 作業内容を変更したときの安全衛生教育において、事業者は、教育を行うべき事項の全部に十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項の一部についての教育を省略することができるが、「安全装置の取扱い方法に関すること」及び「作業手順に関すること」については省略できない。
- (5) 事業者は、動力により駆動されるプレス機械を用いた加工における当該プレス機械の操作の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

問14 次の場合のうち、労働安全衛生法令上、事業者に事故報告書の提出が義務付けられていないものはどれか。

- (1) つり上げ荷重2.9トンのクレーンを使用して作業中に、クレーンのワイヤロープが切断する事故が発生したとき
- (2) 小型ボイラーが破裂する事故が発生したとき
- (3) 事業場の倉庫内で火災が発生したとき
- (4) 高所作業車を使用して作業中に、高所作業車のブームが折損する事故が発生したとき
- (5) 事業場内で遠心機械を使用して作業中に、遠心機械が破裂する事故が発生したとき

問15 常時800人の労働者を使用する鉄鋼業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において次のような状況がみられた。これらの状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 3人の安全管理者が選任されており、いずれの安全管理者も、当該事業場に専属の者であったが生産関係の業務を兼任していた。
- (2) 当該事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人との協議組織は設置していたが、関係請負人が行う労働者の安全のための教育に対して、当該教育を行う場所の提供等の指導及び援助は行っていなかった。
- (3) つり上げ荷重が4.9トンの天井クレーンの運転の業務に、当該業務に関する特別の教育を受けた者を就かせていたが、当該者はクレーンの運転の免許は有していなかった。
- (4) 水蒸気爆発を防止するため、熔融高熱物を取り扱うピットについて、内部に滞留した地下水を排出できる設備を設けていたが、地下水が内部に浸入することを防止できる構造としていなかった。
- (5) 機械と他の設備との間に設けられた通路の幅は、狭いところで70センチメートルであった。

(終り)